

令和3年7月30日

第42回

「文の京」安全・安心まちづくり協議会会議録

文京区総務部

「開 会」 (10:02)

○萩原危機管理課長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

私は、「文の京」安全・安心まちづくり協議会の事務局を務めております、危機管理課長の萩原でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けまして、ウェブ会議システム「Z o o m」を活用しての開催となります。「Z o o m」を利用できる環境にない委員の皆様には、シビックセンター内の会議室でご参加いただいております。「Z o o m」を活用しての開催は初めてのことで、不慣れな点もございますが、何とぞよろしくお願いいたします。

本協議会の資料につきましては、事前に郵送させていただいております。先に資料の確認をさせていただきます。資料は、次第、資料第1号から資料第6号まで、参考資料1として、「文京区安全・安心まちづくり条例及び同施行規則」、参考資料2として、「前期協議会の開催状況について」でございます。そのほかにも、「文の京」安全・安心まちづくりのパンフレットと委員名簿を配付させていただきました。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

まず、次第の1、委嘱状の授与でございます。

前期委員の任期満了に伴い、今回から新委員の皆様にご参加いただいております。本来であれば、委嘱状は、区長からお受け取りいただくところですが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、委嘱状は、シビックセンターにお越しの委員の皆様には、席上に置かせていただいております。

なお、「Z o o m」でご参加の委員の皆様には、本日、協議会終了後に郵送いたします。

委員の皆様のご紹介は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見まして、委員の皆様にお集まりいただくことができるようになりましたら、改めてお一人ずつご紹介させていただく予定でございます。恐れ入りますが、今回はお送りした委員名簿をご確認いただきたく、お願いいたします。

出席状況でございますが、事前に欠席のご連絡をいただいておりますのは、今委員、西委員、大川委員の3名でございます。そのほか、「Z o o m」でご参加予定の方で、まだ、参加していただいている方が現在3名いらっしゃいますけれども、時間に遅れてのご参加かと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、次第の2、会長の選出と会長職務代理者の指定でございます。

参考資料1の文京区安全・安心まちづくり条例施行規則をご覧ください。6ページの第13条第2項で「会長は、学識経験者の中から委員の互選によりこれを定める。」となっております。学識経験者である小出委員、三森委員のお二人の中から会長を選任することとなります。事務局といたしましては、前期に会長をお務めいただいた小出委員に引き続き会長をお願いしたいと思

ますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○萩原危機管理課長 ありがとうございます。

今、ご承認いただきましたので、小出委員に会長をお願いしたいと存じます。

小出会長、ご挨拶をお願いいたします。

○小出会長 小出でございます。

前回から、委員の方にいろいろご意見を広く募って、協議事項の提案を受けていますが、幅広い議論を心掛けていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○萩原危機管理課長 会長、ありがとうございました。

次に、会長の職務代理者の選任に移ります。文京区安全・安心まちづくり条例施行規則第13条第4項により、職務代理者につきましては、会長からご指名をお願いいたします。

○小出会長 それでは、三森委員を指名させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○萩原危機管理課長 会長から、三森委員を職務代理者にとのご指名がございました。

三森委員は、会議に遅れてのご参加ということでございますが、事前にご了承いただいておりますことをご報告させていただきます。

それでは、これからの進行は小出会長をお願いしたいと存じます。小出会長、よろしくお願いします。

○小出会長 それでは、議事に入りたいと思っております。

本日の議事は、あらかじめ事務局から資料が送られているかと思いますが、次第に沿って進めてまいります。

それでは、まず、報告事項について、事務局から説明を求めます。

○萩原危機管理課長 事務局です。

それでは、報告させていただきます。

まず、報告事項ア、協議会の会議運営等についてでございます。お手元の資料第1号「文の京」安全・安心まちづくり協議会の会議運営等についてをご覧ください。

「文の京」安全・安心まちづくり協議会につきましては、従前の申合せ事項のとおり運営しております。

1、取材についてでございます。こちらは、区広報課と報道機関の取材の取扱いをお示しております。

2、傍聴についてでございます。会議は、公開を原則といたします。周知方法、傍聴の申込み方法など、傍聴の取扱いについては、(1)から(8)までにお示ししたとおりでございます。

3、会議録等の公開についてでございます。委員の皆様にご確認いただいた会議録や資料を区

ホームページ等で公開いたします。

4、その他の運営についてでございます。本協議会運営に係る必要な事項は、委員の皆様の合意を得て定めることといたします。

資料第1号の説明は以上でございますが、事務局から委員の皆様に幾つかお願いがございます。

まず、ご発言に際しまして、「Zoom」でご参加の方は、発言をされる前に手を挙げるボタンを押してください。会長が指名しますので、ミュート解除ボタンを押してからご発言ください。発言が終わりましたら、ミュートボタンを押して、元の状態に戻してください。

また、シビックセンター会議室にお越しの方は、その場で挙手をお願いいたします。発言の際は、マイクの下ボタンを押していただき、赤いランプが点灯しましたらご発言ください。発言後は、ボタンを押し、ランプを消してください。

次に、発言される場合は、初めにお名前を言っていただきましてからお話してください。お名前は、会議録を作成する際必要となりますので、「Zoom」でご参加の委員、シビックセンター会議室にお越しの委員、いずれの皆様もご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○小出会長 事務局から説明がありましたように、当協議会の会議運営等につきまして、ただいまの説明の内容で進めていきたいと思っております。それでは、引き続き、事務局に説明をお願いしたいと思います。

○萩原危機管理課長 事務局です。

では、報告事項のイでございます。「文の京」安全・安心まちづくり協議会について説明いたします。

お手元の資料第2号をご覧ください。

1、設置の趣旨です。この協議会は、安全・安心まちづくりに係る施策の実施に関しまして、広く地域活動団体や区民、専門家、関係行政機関にご意見を伺いまして施策に反映させていくほか、公平性及び中立性を担保する観点から設置したものでございます。

次に、2、安全・安心まちづくりの定義でございます。本協議会が対象とする安全・安心まちづくりの定義を資料にお示ししております。

次に、3、審議事項は、（1）安全・安心まちづくりに係る施策の実施に関する事、（2）推進地区の指定に関する事、（3）その他安全・安心まちづくりに関する事、以上の3点です。このことは、安全・安心まちづくり条例により定められてございます。

次に、4、協議会の役割です。（1）安全・安心まちづくり推進地区の指定に関する事、（2）推進地区において、施策の実施を著しく害したと認めた者に対する指導・勧告に関する事、（3）区が行っている安全・安心まちづくり施策に関する事、以上3点につきまして、委員の皆様からご意見をいただきます。また、（4）区長に対しまして、安全・安心まちづくりの

施策の提言を行うこと、以上の4点が、本協議会の役割です。

最後に、5、協議会の組織についてでございます。（1）構成員は、学識経験者、関係行政機関の職員、地域活動団体の代表者、公募区民、区職員です。今期の委員は、34人となっております。（2）委員の任期は、令和3年7月19日から令和5年7月18日までの2年間です。（3）会長、副会長は、先ほどご説明したとおりでございます。（4）協議会の招集は、会長が招集するものとなっております。

資料第2号につきましては、以上でございます。

○小出会長 それでは、事務局から説明がございましたが、ご質問ございますか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○小出会長 「Zoom」でご参加の委員の方は、何かご質問ございましたら手を挙げていただけますか。

(なし)

○小出会長 特に質問がないようでございますので、引き続き、事務局に説明をお願いしたいと思います。

○萩原危機管理課長 事務局です。

では、引き続き、報告事項ウ、区の安全・安心まちづくり事業についてご説明いたします。

お手元の資料第3号をご覧ください。

1、文京区安全・安心まちづくり条例です。本条例は、平成17年4月1日に施行いたしました。目的、主な特徴をアからウにお示ししております。本協議会につきましては、この条例により設置しております。

2、安全・安心まちづくりに関する特定の施策を推進する地区を説明します。

(1) 推進地区の種類につきましては、アからエまでにお示した4種類でございます。

次に、(2) 推進地区指定の申請です。申請しようとする者は、安全・安心まちづくりの活動実績があるということが前提となっております。また、地域の皆様の合意形成がなされた上で申請をいただくことになってございます。以上の2点をいずれも満たしていることが申請の条件となっております。

次に、(3) 推進地区指定に係る協議会の審議です。地域活動団体から申請がございましたら、本協議会にお諮りし、皆様からご意見を頂戴いたします。加えて、パブリックコメントを実施し、区民意見を1か月間募集いたします。

(4) 推進地区の指定は、協議会における委員の意見、パブリックコメントに寄せられた区民等の意見を踏まえ、区が行います。

推進地区の指定についての説明は、以上です。

次に、3、安全・安心まちづくり事業補助でございます。推進地区の指定を受けた団体への支援と、それ以外の団体への支援がございます。

(1) 指定団体への活動支援としては、防犯カメラ等の防犯設備整備費用、維持管理費用、電気料金及び電柱使用料金等の補助がございます。また、安全・安心まちづくり活動に必要な装備品等の購入費用補助もでございます。

(2) 推進地区以外の団体が行う自主防犯活動の支援といたしまして、安全・安心まちづくり活動に必要な装備品等の購入費補助と、イ、青色防犯パトロールカーの燃料費補助がございます。

4、「文の京」安心・防災メールの配信です。防犯等の安心情報や災害情報等につきまして、あらかじめご登録をいただいた方にメールを配信しております。

5、青色防犯パトロールカーの運行でございます。区民のボランティア団体2団体と、区職員等で構成するパトロール隊の計3団体が区内で青色防犯パトロールを実施しております。現在、区職員で実施するパトロール隊は、新型コロナウイルス感染症の注意喚起を行う広報活動も行っております。

6、子どもがパトロール活動を行う際の資器材の貸出しです。ぶんちゃんパトロールベストなどの貸出しを行っております。

7、地域安全教室等の開催です。例年、子どもや高齢者を犯罪から守るための教室やキャンペーンを実施しています。本事業は、新型コロナウイルス感染症拡大により、一部中止しているものもございますが、事業が実施できる状況になりましたら再開する予定でございます。

8、自動通話録音機の無償貸与です。高齢者等に対する特殊詐欺等の未然防止対策として、区内警察署と連携して自動通話録音機の貸出しを行っております。

最後に9、文京区客引き行為等の防止に関する条例です。本条例の施行日は、平成29年7月1日です。繁華街における安全対策を進めるための客引き行為等の防止対策を目的として制定した条例です。具体的には、湯島地区を客引き行為等防止特定地区として指定してございまして、区委託事業者によるパトロールと、地域住民、警察署、区の三者が協働した環境浄化パトロールを実施しています。また、台東区との連携を図りながら、客引き行為防止の取組を行っております。

資料第3号につきましては、以上でございます。

○小出会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明に関しまして、ご質問ございますか。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。「Z o o m」でご参加の委員の方、よろしいでしょうか。

(なし)

○小出会長 特にないようでございますので、次に参りたいと思います。

この協議会では、区内の警察署や消防署からも委員としてご参加いただいておりますので、区内の犯罪、火災・事故の発生状況につきまして、ご報告をしていただきたいと思います。

では、まず、区内の犯罪発生件数について、警察を代表しまして、富坂警察署の生活安全課長、稲葉委員にご報告をお願いしたいと思います。

○稲葉委員 富坂警察署の稲葉です。

私からは、区内の犯罪発生件数等について、ご説明させていただきます。資料第4-1号をご覧ください。

平成15年から令和2年までの刑法犯の犯罪発生件数の推移の一覧表になります。

まず、初めに、一番下の2行、23区内の犯罪発生件数について、平成15年からの推移のとおり、年々23区内の刑法犯の犯罪発生件数は、減少してきています。そのすぐ一つ上、23の番号がついていますが、文京区は23区内で一番犯罪発生件数の少ない区となっております。昨年の令和2年については、1,000件を下回り、1年間で912件の犯罪しか発生していないということで、非常に安全な区と言えます。この区を4警察署で、日夜、犯罪取締り、防犯活動をしております。

次に、資料第4-2号をご覧ください。

先ほども話しましたが、区内の刑法犯認知件数は年々減っており、棒グラフで示したとおり、去年は912件となっております。

資料はありませんが、まず、現在、警視庁及び区内の4警察署で重点的に対策を行っている、特殊詐欺の被害の認知状況について、ご説明いたします。

暫定値となりますけれども、本年6月末現在、東京都全体での特殊詐欺被害は1,761件の発生で、昨年同時期と比べまして326件の増加、被害額は35億3,410万円で、同じく4億9,700万円の増加となっています。

区内の4警察署で認知した特殊詐欺被害は43件、昨年同時期と比べて5件の増加、被害額は1億1,620万円で、同じく2,411万円の増加となっており、危機的状況にあります。被害の種別は、還付金詐欺が17件、預貯金詐欺が10件、この2種で被害全体の62%を占めています。オレオレ詐欺と架空請求詐欺は、それぞれ5件、その他が6件となっております。

手口の傾向といたしまして、昨年被害が多かった、キャッシュカードを封筒に入れて、封印のための印鑑を用意させ、被害者が印鑑を取りに行っている際にポイントカードなどを入れた封筒とすり替える、キャッシュカード詐欺盗が減少して、キャッシュカードにはさみで切れ込みを入れたり、パンチで穴を開けてだまし取る預貯金詐欺が増加しています。

また、還付金詐欺は、区内の被害は減少しておりますけれども、東京都全体では増加しており、平日の時間帯の被害に加えて警察活動が手薄になる平日の午後5時以降や、土曜日・日曜日の休日の被害も発生しています。富坂警察署管内の被害になりますが、昨年より被害額が3,300万円ほど増加しています。この要因は、オレオレ詐欺1件の被害で1,000万円、架空請求詐欺で2,300万円の高額被害が発生したことによります。

次に、警視庁が推進する被害の防止対策について、説明いたします。

警視庁では、特殊詐欺被害防止3対策として、電話に出ない対策、無人ATM対策、コンビニ対策を推進しています。電話に出ない対策として、文京区から提供を受けている自動通話録音機の設置を進めております。各警察活動を通じて、65歳以上の高齢者がお住まいの世帯を把握した際、設置をご案内しています。

本年上半期に行った対策として、文京区の協力により、4月下旬に65歳以上の区民に対して、新型コロナウイルスのワクチン接種券を郵送した際に、特殊詐欺被害防止チラシを同封させていただきました。その効果かどうか定かではありませんが、4月まで増加傾向にあった被害が5月、6月は減少しています。

次に、警視庁からのお知らせになります。

電車内で通話しないというマナーは国民に広く認知され、最近、電車内で通話する人を見かけることは少なくなりました。これと同じように、ATMコーナーでは通話しないという意識を普及させ、結果的に還付金詐欺の被害を無くしていこうということで、都内に限った施策になりますが、金融機関とコンビニエンス協会の賛同を得て、この度、「STOP! ATMでの携帯電話」をスローガンに広報・啓発活動を始めました。是非、皆さんにも情報発信基地となっただき、この施策を広めていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

警察としましては、特殊詐欺犯人の検挙に努めるとともに、引き続き、区と緊密に連携し、特殊詐欺被害をはじめ、各種犯罪被害防止対策を推進して、区民の皆さんが安全で安心して暮らせるまちづくりに努めてまいります。

私からは、以上です。

○小出会長 どうもありがとうございました。

被害者は、やはりご高齢の方が多いのでしょうか。

○稲葉委員 架空請求詐欺だけは高齢者とは限らないのですが、そのほかの還付金や預貯金詐欺については、ほぼ65歳以上の高齢者になります。

○小出会長 加害者に関しては、何か多少の変化はありますでしょうか。

○稲葉委員 警察で検挙する犯人の多くは、いわゆる受け子や出し子と言われる、お金やキャッシュカードを自宅に取りに来る者ですが、これは未成年者が犯行に加担していることが多いです。

○小出会長 どうもありがとうございます。

そのほか、何か皆様方からご意見ございますか。

○武智委員 武智と申します。

刑法犯が23区で一番少ないということは、区民としては大変誇らしく、日頃の警察の方のご努力、また、地域の方のご協力があったのことに大変有り難く思います。ご参考までに、この912件の刑法犯の内訳として、何がどのくらい多いのか、お伺いできればと思います。

○稲葉委員 稲葉です。

資料を用意していなかったため、私の記憶になってしまいますが、一番多いのは、いわゆる窃盗事件です。窃盗事件は、侵入窃盗と非侵入窃盗という二つに分けられますが、いわゆる非侵入窃盗のうち、一番多いのは自転車盗です。これが、大体どの区でも全刑法犯の3割台を占めていますので、おそらく、文京区についても同じ傾向だと思います。その次に、万引き、置き引き、スリというような非侵入窃盗が多いと思います。

○武智委員 ありがとうございます。

○小出会長 「Zoom」で参加の委員から、ご意見いかがでしょうか。

○廣田委員 公募委員の廣田でございます。ご質問をさせていただきたいと思います。

先ほど、富坂警察署の方から、特殊詐欺の詳細について、ご説明がありました。対策の中に、電話に出ないということで、自動通話録音機の普及を区と協力して進めているというご発言がありました。これは、区で把握されているかもしれませんが、この自動通話録音機は、非常に効果があると思うのですけれども、高齢者世帯の普及率というのは、どの程度になりますでしょうか。

○萩原危機管理課長 申し訳ありませんが、少々時間をいただければと思います。

○小出会長 それでは、後ほどご返答申し上げます。

そのほか、ご意見ございますか。

○早藤委員 早藤と申します。

私も、自動通話録音機を自宅に設置していますが、セールスの電話も圧倒的に少なくなり、非常に有効だと思います。

それと、設置したいという方がいたのですけれども、台数の関係で、少しお待ちくださいという時期がありました。昨年度、区では予算を増やしていると思いますが、普及率との関係もあると思いますけれども、予算の増額等も視野に入れているのでしょうか。

○萩原危機管理課長 事務局です。

普及率につきましては、明確な数字は今持っていないのですが、2018年から、区が貸し出した台数を申し上げます。

区は、2018年は購入台数が770台、翌年2019年は予算を増額いたしまして2,300台、2020年は2,350台ということで、貸出しを行っているところでございます。各警察署も区も、まだ在庫がございます。はっきりした普及率というのが確認できないのですけれども、そのようなことで、今、進めているところでございます。

昨年、新型コロナウイルス感染症の関係で在宅率が上がり、こちらの自動通話録音機につきましては、なかなか貸し出す機会やPRを行う機会がないということで、貸出しが進んでいないような状況でございます。

予算につきましては、昨年度まで東京都の補助金があり、昨年度は2,350台を購入しましたが、今年度は東京都の補助金が廃止される予定であったため、その分、購入台数を抑えております。

ただ、その後、東京都が方針を変えまして、自動通話録音機の購入の補助を実施するというところでございます。また、来年度、どのように東京都が補助を実施するのか、動向を見ながら、区として、自動通話録音機の貸出方法や購入台数について、今年度、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○小出会長 どうもありがとうございました。

そのほか、よろしいでしょうか。

(なし)

○小出会長 それでは、続きまして、区内の火災・事故の発生状況につきまして、小石川消防署の警防課長、小林委員から説明をお願いしたいと思います。

○小林（英）委員 小林でございます。

区内の災害状況について、資料第5号に基づいてご報告をさせていただきます。

まず、資料の左上、災害件数等をご覧ください。

はじめに、少し用語が専門的なものですから、左側の列、火災、救急以外のその他に含まれる災害種別について、簡単にご説明をいたします。

まず、表の下から4番目の救助活動ですけれども、例えば、施錠中の室内で急病人が発生した場合ですとか、交通事故で車両が変形してドアが開けられない場合など、救護が必要な方を危険な空間から助け出す、そういった活動を救助活動と呼称しています。

その下の危険排除は、放置すれば火災等に発展する危険要因を除去する活動です。例えば、交通事故を起こした車両からガソリンが流出している場合に、油処理剤でガソリンを吸着・除去する活動などを指します。

続いての緊急確認は、自動火災報知設備のベルが鳴っているが、炎や煙が確認できないといった通報の場合に、早期に火災危険の有無を確認する必要があると判断をしたときに、緊急確認として運用されています。

最後のPA連携です。通報内容から判断をして、救急現場に救急隊と併せてポンプ隊を同時に出場させる運用です。通報内容から重症と判断される場合や、近隣の救急隊が出場中で遠距離の消防署から救急隊を出場させる場合などに、近隣のポンプ隊を出場させるという運用となります。

区内の災害件数につきましては、表に記載のとおりですけれども、令和2年中については、火災から一番下のPA連携に至るまで、全ての災害種別で件数が前年より減少しました。

なお、23区内の119番通報を受け付ける災害救急情報センターにおいても通報件数は、同様に減少しておりまして、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、社会活動が抑制されていたということが少なからず影響されているのではと推測されます。

その下の表、主な出火原因についてご覧ください。

区内の火災につきましては、電気配線や電気器具を含む電気関係の19件を筆頭に、放火、ガステーブル等と続いております。こちらは、余談になりますが、昨年は、いわゆる「新しい日常」の中で、皆さんが自宅で過ごす時間が増えた1年でした。令和2年中の火災の傾向を東京都全体で捉えると、ガステーブル等を原因とする住宅火災件数が増加とか、飲食店からの出火件数の減少など、火災の状況が社会活動と密接な関係にあることが示唆される結果となりました。

最後に3番、救急活動に関する話題です。右上の図をご覧ください。

このグラフでは、横軸に令和2年1月から令和3年3月までを取りまして、縦の棒グラフは月ごとの救急出場件数を示しています。昨年2回発出された緊急事態宣言の期間を薄いグレーの網かけで示しておりますけれども、この期間には、社会活動が抑制された結果、救急出場件数が減少していたことが分かるかと思えます。また、下側、実線で示した折れ線グラフは、救急隊がコロナの陽性者を搬送した件数ですが、この増減の傾向は、東京都における新規陽性者数の増減と極めて近い形で推移していました。

次に、上側、折れ線のグラフをご覧ください。

こちらは、救急隊が救急現場に到着をしてから医療機関に向けて出発するまでの活動時間の平均を示したものです。救急隊は、現場に到着して傷病者の観察に基づきまして、それぞれの症状に応じた病院に受入可能かを確認し、搬送先病院が決定した後に現場を出発します。現場活動時間が延伸した時期は、実線で示す新規陽性者が増加した時期と重なっておりまして、搬送先病院の決定までに時間を要する事案が一定程度発生していたことの影響ではないかと推測しています。

災害状況の全体のまとめとしまして、令和2年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染拡大の影響が端々に垣間見える点が、昨年の大きな特徴であったと考えております。

なお、令和3年中の火災件数につきましては、参考としまして6月末日までの速報値を右下枠内に掲載しておりますので、ご参照ください。

区内の災害状況についての報告は、以上となります。

○小出会長 どうもありがとうございます。

単純な質問なのですが、文京区内の出火原因は電気関係が一番多いとのこと、通常であれば、放火などが上位に来るような気がするのですけれども、特別に文京区の傾向なのでしょうか。

○小林（英）委員 東京都全体で申しますと、昨年の火災件数は、1位が放火、2位がたばこ、3位がガステーブル等となっていました。昨年の大きな特徴としましては、たばこがずっと出火原因の1位だったのが2位に転落したというところが、去年の一つの特徴かと思えます。文京区内につきましては、居住環境など様々な要因がありますので一概には言えませんが、放火、電気関係が上位にあるというのが、これまでの傾向として挙げられると思います。

○小出会長 どうもありがとうございます。

そのほか、何かございますか。どうぞ。

○早藤委員 早藤でございます。

この頃、自宅にいますと、毎日救急車の出動が非常に多く、年中サイレンが鳴っている感じです。小石川消防署に救急車は何台あるのか分かりませんが、年中動いているようで、足りているのでしょうか。素人が見ても、これは非常に大変だという感じがします。自宅がそういう経路にあるのかもしれませんが、いかがでしょうか。

○小林（英）委員 小林です。

救急件数につきましては、去年は減ったと先ほど申し上げましたけれども、今年に関しては、徐々に増加傾向にあると感じています。特に、今の時期は、熱中症であるとか、また、新型コロナウイルス感染症の陽性者が増えてきたであるとか、色々な要素があって救急件数が非常に多く、特に日中、多い日というのが7月に入って非常に増えています。

今、小石川消防署、本郷消防署を含めて、区内に四つの救急車があるのですが、日中、災害件数が非常に多くなって、救急隊の出場率が東京都全体で100%に近づいてきた、そういったときは、非常用の救急車を運用して、一時的に運用する救急車の台数を増やしています。そのような形で、救急需要の増大に対しては、救急件数を指令室で見て、救急隊を一時的に増強して対応するという形になっています。7月につきましては、非常に日中の出場件数というのが増えていまして、そういった非常救急の運用というのは、実際に増えている印象があります。

○早藤委員 ありがとうございます。

○小出会長 新型コロナウイルス感染症が拡大する中で患者を搬送するというのは、状況的には大変というような雰囲気はあるのでしょうか。

○小林（英）委員 実際に陽性者として自宅療養している、又はホテル療養している方が、症状が悪化して救急搬送に至るという場合は、こちらも相応の感染対策をして行くのですけれども、感染しているかどうかどうもよく分からない、発熱や倦怠感などの症状での通報も非常に多い状況があります。そういったところで、救急隊の心理的な不安感は、少なからずあるのではないかと考えています。

○小出会長 どうもありがとうございます。

そのほか、いかがですか。どうぞ。

○武智委員 武智と申します。

出火原因の中にある放火について、件数的には少ないのかなと思いますけれども、犯人が検挙されたのかということと、その放火の場所に関して、特に注意すべきことがありましたら教えてください。

○小林（英）委員 小林です。

放火の犯人が検挙されたかどうかというのは、消防署ではつかみ切れていないところがあります。放火をされる場所というのは、地区的な特徴は特にはないのですけれども、皆さんもご想像

されると思いますが、人通りの少ない夜間帯の公園のトイレトペーパーやポスターなど、やはり目に付きにくいところで起きているというのは、現象としてあると思います。

○小出会長 少し細かい話をしますと、犯人を捕まえているかどうかというのは、警察と消防では管轄が違うのだと思います。

それから、私は、放火の場所の特徴などをずっと調査しているのですが、結局、なかなか分からないというのが結論です。具体的にどこに注意すべきかというのは、なかなか難しいというところでございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に参ります。

文京区、警察署、消防署から、それぞれご説明をいただきまして、以上の報告事項を前提にいたしまして、委員の皆様で安全・安心まちづくりに関しまして、次回から協議をしていきたいと思っております。

次に、次第の（２）その他、協議会委員からの協議事項の提案について、事務局に説明を求めます。

○萩原危機管理課長 事務局です。

それでは、資料第６号の説明をいたします。

７月５日付事務連絡でお知らせしましたとおり、本協議会は、委員の皆様から協議事項の提案を受け、協議を行うこととしております。本日、協議事項として決定した事項は、次回協議会で議論していただきます。

資料にありますとおり、３名の委員の皆様から６件の協議事項のご提案をいただいております。犯罪防止の分野は２件、災害防止の分野は１件、事故防止の分野は３件でございます。その内容は、資料第６号にお示ししたとおりでございます。

なお、採用される事項を協議するに当たりまして、資料提供や本協議会への出席などを説明者に依頼する必要があります。説明者の出席等の手配が整ったものを協議事項とさせていただきたいと思っておりますので、協議事項の候補は複数をお願いいただけると助かります。よろしくお願いいたします。

○小出会長 ただいまご説明がありましたが、ご提案をいただいた委員にも、簡単に趣旨の説明をしていただきたいと思います。その後、委員の皆さんに、協議事項として採用するかどうかに関してご意見をいただきたいと思います。

それでは、まず、「特殊詐欺防止対策について」、「震災等大規模自然災害発生に対する危機意識の醸成と発生時の備えに関する啓蒙の推進について」、「自転車の安全対策について」、「通学路等の安全対策について」をご提案された廣田委員に、提案の趣旨の説明をお願いしたいと思います。

○廣田委員 公募委員の廣田です。

まず、特殊詐欺防止対策ですけれども、先ほどからご説明いただいたように、6月末現在、都内も区内も、増加中ということでございます。過去においても、協議事項に取り上げられていることは承知しておりますが、手口が巧妙化する中で、被害対象となる高齢者も増加しているということでございますので、改めて、区として施策の総点検、自動通話録音機の話も出ておりましたけれども、これも含めてご提案をさせていただいています。

それから、2点目の災害防止についてでございますが、地震を除くと、東京は、そもそも自然災害が比較的少ないということで、また、区内は、やや内陸に位置している、高台も多い、台地も多いということで、防災意識という面では、自然災害に関する備えが進んでないのではないかと、自分自身への自戒も含めて思っております。

他方で、いろいろな対策が講じられるまでは、神田川沿いとか、千川通り沿いは、大雨の際に浸水被害が出る場所は珍しくなかったですし、首都直下型の地震についても、今後30年以内に70%の確率で発生すると言われております。

そういう意味では、被害軽減のために、いざというときに何をすべきか、何ができるのか、また何を行政から期待できるのかを区民一人一人が知っておくべきだろうと思います。そのための啓発施策として、何が考えられるかを議論していきたいと考えました。

それから、三つ目、四つ目の事故防止についてでございます。

最初に、自転車の安全対策ですけれども、自転車専用レーンの安全・安心についてのご提案が出ておまして、重複する部分もあると思いますが、シェアサイクルの普及ですとか、直近ではコロナ禍の中でウーバーイーツの自転車利用の増加とか、自転車利用のニーズが拡大している一方で、歩行者の観点から見ると、危険な思いをすることが、やはり増えております。

特に最近、自転車専用レーンですとか、ナビマークが増えてきているのですが、そういった場所でも、あえて車道を走行する、かつ、ルールを守らない自転車も多いです。改めて、特に行政においては、ルールマナーの遵守についての役割が、かなり大きいのではないかと思いますので、周辺の区とも連携して、何ができるか議論してもいいのではないかと考えました。

それから、最後に通学路等の安全対策ですが、これは、千葉の八街市での児童死傷の交通事故の発生を機に、政府が多分3回目だと思うのですが、通学路の安全総点検を各関係省庁に指示しています。これを機会に、安全面では先行している文京区ですが、さらにもう一歩進めて、通学路に限らず、児童が密集したり通行することの多い施設、学童、スポーツ施設、そういった周辺での交通事故と防犯両面での安全対策を議論してもよいかと思っております。

以上でございます。

○小出会長 どうもありがとうございます。

続きまして「コロナ禍における乳幼児をもつ保護者への子育て閉塞感を救うための取組みにつ

いて」をご提案されました吉羽委員、ご提案の趣旨をご説明いただけますか。

○吉羽委員 よろしくお願いたします。今年度から委員になりました、文京区立小日向台町幼稚園園長の吉羽でございます。

初めてでしたので、どのようなことを提案させていただいたらいいか迷ったのですが、犯罪防止の分野として、このコロナ禍の状況で、幼いお子さんがいらっしゃる若い家庭で、子育ての閉塞感があるのではないかと感じております。

私の園でも、子ども家庭支援センターから聞き取り調査が入ったりとか、私たちの園の中では分からないようなことを周りから聞いていることがございます。家庭内のことについては、夫婦間のDV、幼児虐待、育児放棄など、なかなか外からは見えないところがございますので、そういう家庭内の事情に踏み込むには、勇気がいることだとは思いますが、しかし、社会全体の犯罪防止のために、近隣に住んでいる方々で声を掛け合うとか、様子を見に行くとか、そういうことがあればよいのではないかとお思いまして、今回、このように提案をさせていただきました。

以上です。

○小出会長 どうもありがとうございました。

最後に「自転車専用レーンの安全・安心について」ご提案をいただきました武智委員、ご説明いただけますか。

○武智委員 武智でございます。

道路行政に関して言うと、国道、都道、区道、それぞれに自転車専用レーンが設けられていると思うのですが、実際に取り締まるのは警察で、非常に大変かと思うのですが、実際に統一性がないことを日頃見ていて思います。

特に、最近ですと白山通りが都道の改修があって、駐車場所と自転車専用レーンが仕切られている、はっきりと分かれていますけれども、実際には、駐車する場所と歩道の内側に自転車専用レーンが設けられているなど、少し特殊な形になっていて、実際に自転車に乗る側としては非常に戸惑うというか、危ない気がしています。

実際に車で走ってみても、そこを大変なスピードで走っている自転車もいる。また、特に児童・生徒に関しては、日頃、警察の方が交通安全教室等で指導していただいていると思うのですが、実際、そういう交通安全を勉強していない小さいお子さん、自転車に乗り始めたようなお子さんが大人と一緒に自転車専用レーンを走っている光景を見受けます。そういうのを見て、非常に危険だと感じていますので、そこに関して、是非安全対策を施すべきではないかということで提案をさせていただきました。

また、自転車を利用する方が増えたことにより、自転車の事故は逆に増えていないか、車道を走ることによって、逆に事故が増えていないか、区として調べていただいて、対策を講じていただければと思います。

以上です。

○**小出会長** ただいま提案者の方からご説明がございましたが、これを取り上げよう声が上がれば、優先的にそれを扱いたいと思います。ただし、準備もございますので、必ずしもそれにそぐうかどうか分かりませんが、何か提案についてご意見がございましたら、是非伺いたいと思います。

いかがでしょうか。どうぞ。

○**杉田委員** 文京区商店町連合会から参りました杉田でございます。

商店街で一番多いヒヤリハットの事故というのは、自転車です。やはり、自転車が迷惑だと感じている人というのは非常に多い。その内容というのが、歩道を猛スピードで入っている、2台以上で横並びに走っている、お店を出る瞬間にヒヤリとする。そういうことが一番多いです。

それから、この頃、交通事故総数は、警察のおかげで大分減っていますが、その中で、自転車事故の占める割合は、増加傾向にあるということは事実で、自転車対歩行者の事故も、やはり増加しています。また、死亡者と重症者は、高齢者の割合が多いというのは、事故総数が減っている中でも現実表れているところです。

これは、道路交通法を守らない人やマナーの悪い人が多いのだと思います。例えば、車を運転している方は、赤信号で必ず止まりますが、自転車に乗ると無視してしまう。そういう状況が見られるため、マナー向上のためには、今後、皆さんと議論して、取締りの強化に向かうしかないのではないかと、私どもの商店街の中で話しています。

それから、東京都では、昨年4月、賠償責任保険の義務化がされたわけですがけれども、東京都では、現実はまだ、加入率が6割に達しておらず、文京区でも同じぐらいかと思います。

4月22日に更新されている土木部管理課の案内でも、上の方に東京都は義務化と書いておきながら、下の方で「お勧めします」と書いてあり、これは、少し案内がおかしいのではないかと思います。そのため、その辺りも話し合っていないといけないのではないのでしょうか。

それから、平成25年に男子小学生と62歳の女性の事故が発生し、女性は頭がい骨骨折の重傷で意識が戻らない状態となってしまいましたが、神戸地方裁判所では、保護者の監督義務を認めて9,521万円の賠償という判決が出ています。保険に加入することは非常に必要であるため、その義務化を進める施策を進めていただきたいです。

それから、先日も、女性が後ろから来た自転車に引っかけられて、追いかけて声を掛けようとしても、誰だか分からず、逃げられてしまったことがありますので、2012年に東京都でも一度検討された自転車のナンバー制度についても話合いをしたいと思います。それから、原動機付自転車免許制度になり、現在は、スケーターボードでも、電動はナンバーが必要になるため、それと同じように、免許制度に関しても、少し考える必要があるのではないのでしょうか。

よろしく願い申し上げます。

○小出会長 どうもありがとうございます。

そのほか、何かご意見ございますか。

今までも、この協議会の中で、自転車に関しては何回か取り上げていますが、非常に、需要が高いというか、意見が活発というか、そういう状況でした。ただ、いろんな問題が複雑に絡んでいて、1回ではなかなか議論し切れないという側面もございますので、焦点を絞るというのは非常によいかと思います。地域にとって重要な課題であるということは間違いありません。

そのほか、いかがですか。どうぞ。

○早藤委員 早藤でございます。

災害防止の件についてですが、最近、土砂災害や川の氾濫などが各地で起きております。

文京区の場合は、神田川の調節池が整備されてから、水害に関して、これまで大きな被害はありませんでしたが、これからは、区民の方にも、こういうときは必ず逃げてくださいということを先々に周知する必要があります。

それから、小石川一丁目にある柳町小学校は避難所になっていますが、区内で1か所だけ水害時の避難所になっていません。普通は、水害時も避難所に避難することになっているため、こういう点も紹介すれば、まだまだ区民の方に知らせていかなくてはいけないという感じがいたしますので、この点も、引き続き、取り上げていただければと思います。

以上です。

○小出会長 この協議会では、しばらく自然災害に関しては議論していなかったと思います。早藤委員がおっしゃったように、文京区は水害発生時にも比較的安全だと思われるかもしれませんが、雨が降って処理し切れない水が排水できず、内水氾濫が発生するなど、非常に危ないこともあります。

それから、避難所というのは、地震災害を想定して造られてることが多く、あまり水害を想定していないので、そういう意味で、災害に対してどうするかということを考えなければいけません。

それから、東南海地震は、いつ発生してもおかしくない状況に入っています。災害のことを忘れてしまうと、災害はやってきますので、この辺は、きちんと見直していく必要があるのかもしれない。

そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○窪田委員 窪田と言います。今の災害の話でございますけれども、自助・共助というのは町会での防災活動を中心に、それなりに行っています。公助の部分では、避難所の設営などが一番大きいと思いますが、例えば、地域活動センターに区の職員が7～8名集まって、どのような対応を行うのかが明らかになっていません。

もう一つは、通信が不能になるような大きな災害があったときに、住民は区に何を期待できる

のかはっきりしていません。例えば、どこかで事故があった場合、消防署に電話をした方がよいのか、それとも、消防署や警察署と連携ができていて、区がまとめて対応してくれるのかなど、そのようなことも知りたいと思っています。

阪神淡路大震災のときにも、周辺の人たちが救助したという例の方が、ずっと多いというデータが出ています。その辺りのことをもう少しはっきりさせておく必要があるのではないかと常々思っておりますので、検討課題にさせていただけるのならお願いしたいです。

以上です。

○小出会長 実際、防災訓練や町会の活動と関連して、その辺がどうなるかというのを詰める方がいいかと思いますが、自助・共助・公助というのは、阪神淡路大震災のときに、瓦れきから助け出された人の7割は、隣の人が助けてくれたというところから来ていて、別に公の力を軽んじるということではないのだと思います。

いずれにしても、避難所の運営、開設からマネジメント、実際に住民が何をどこまで行うのか、区の職員が、どのような任務で来るのかというのが、非常に難しいのだと思います。

要するに、住民に責任を負わされても、避難所の鍵を渡されても困るという地域もあれば、自分たちで勝手にやるという地域もあります。地域によっても相当違うので、それは、訓練を通しながらやっていくしかないかと思っています。その辺も含めて、自然災害に関しては、もう一回確認をしていくというのが非常に重要ではないでしょうか。

そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○松沢委員 松沢と申します。

今、災害時の救助活動あるいは事前の訓練という中で、個人情報保護法とプライバシーの問題が非常に高い壁になっています。例えば、私は民生委員なのですが、自分の担当地区の災害弱者に当たるような方の情報を同じ避難所で行動する他の地区の民生委員と共有してはいけないということがあります。そうすると、近隣の民生委員と情報を共有して、災害時に協力し合おうとしても、そこに非常に高い壁があって、非常に難しい。個人情報の保護が大切なことも分かりますし、プライバシーの侵害もしてはいけないということは分かるのですが、災害時に、そんなことを言っていたら、実際問題、対応できないのではないのでしょうか。その辺が、いつもジレンマを抱えて活動しているところなのですが、少し教えていただければと思います。

以上です。

○小出会長 非常に重要な問題で、一番最初に、日本の中で議論されたのは、身体障害者の方や高齢者の方を避難のときに先立って連れていかななくてはならない。その際、名簿を作らなくてはならないという話のときに、それが、個人情報保護法との抵触があるのではないかという議論が随分されてきました。

おっしゃるように、実際には、現実性を優先して使うと思うのですが、一方で、個人情報保護

というのは、基本的人権という考え方が随分広まってきていて、身体障害者や高齢者ということから、どんな薬を使っているか、もう少し進むと今度は女性や男性など、その辺に微妙に関わるような問題まで出てきていて、非常にナイーブな問題であることは確かです。

具体的にどうするかというと、個人情報には、名前や年齢など、いろいろありますけれども、実際に使うときの情報というのは、必ずしも名前は要らないという場合もあります。そういう意味では、実際どう使うかというノウハウも別途作る可能性もありますし、情報公開もメールで互いにやり取りする必要はなく、ただ、人数や薬の量だけ把握すればいいのかもしれませんが。そういうことも、特に避難所を運営するときに、直接関わってくるため、非常に重要な課題だと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

○田島委員 私は、文京区学童保育連絡協議会から参加させていただいています、田島と申します。

私どもは、育成室の学童保育連絡協議会ですので、育成室の子どもたちの通室ルートの治安と交通安全に関する対策の検討をしていただきたいと思います。育成室のルートに関しましては、通学路に設定されていない箇所や途中にアマゾンの配送センターがある育成室もあります。先ほども廣田委員がおっしゃっていたと思いますが、千葉の事故を受けまして、通室ルートの見直しが必要です。

治安からいいますと、夕方暗くなって、街灯も少ない場所を通る子どもたちも増えております。そういった場所には、防犯カメラの設置を希望している保護者も多数おりましたし、通室ルートには交通上のリスクが高い場所があるので、ポールを立てるなど、通学路に設定できないのであれば、何かしらの対策を検討していただきたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○小出会長 どうもありがとうございます。

今までご意見を伺っていて、議論するに値しないという問題はないような気がします。時間の問題はありますが、ここに挙がっているものは全て議論をしてよいのではないかと思います。

ただ、その中で、次回に何を議論するかということは、対応する準備の都合上、なかなか決め難いところもありますので、事務局にある程度お任せいただければと思います。その中でも、非常に重要な課題として挙げられている自転車の問題、これは、是非議論しましょう。

それから2番目は、自然災害の話のをこれまで取り上げてこなかったため、こちらでも議論しましょう。

それから、自転車の中には、直接関係するかどうか分かりませんが、子どもの通学路の話も含めてはどうかと個人的には思っています。

また、非常に重要なのが、コロナ禍における子どものDVなどの問題です。これも是非、候補

に取り上げていきたいと思えます。

まず何を議論すればよいか、ご意見ございましたら伺いますが、特になければ、こちらである程度差配して、準備が整い次第議論していきますが、ご承知いただけますでしょうか。

(異議なし)

○小出会長 ありがとうございます。

今回は、「Zoom」とシビックセンターの二つのグループに分かれての開催ということで、なかなかご意見が「Zoom」では言いづらい状況かと思えますので、次回は、是非一緒にご意見を伺えればと期待しています。

それでは、次回の開催日の予定をご説明いただけますか。

○萩原危機管理課長 事務局です。

協議事項について、委員の皆様からいろいろご意見を承りましたので、今、提案として挙げられている内容は、この2年の中で、できる限り皆さんと話し合いの場を設けていきたいと思っています。説明者の手配等がございますので、そういった手配が整った段階で、会長と相談をしながら議題については進めさせていただきたいと思えます。

それでは、次回の第43回協議会でございますけれども、10月下旬の開催を予定しております。開催日時や開催方法につきましては、会長と相談の上、決まり次第通知をさせていただきます。

以上です。

○小出会長 10月下旬ということで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収まっていることを切に期待しております。場合によっては、こういう状況でまた、会議を開催することになるかもしれません。本日は、慣れない会議の形態でしたが、どうもありがとうございました。

それでは、本日は、これで終了とさせていただきます。

「閉 会」 (11:30)